

大

参考資料 1

写

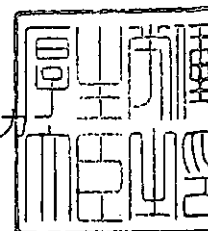
厚生労働省発食安第0908001号

平成 1 5 年 9 月 8 日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 坂 口



諮問書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条及び第7条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. ステアリン酸マグネシウム及びリン酸三マグネシウムの食品添加物としての指定
の可否について
2. アセスルファムカリウム、酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムの使用基準改
正の可否について



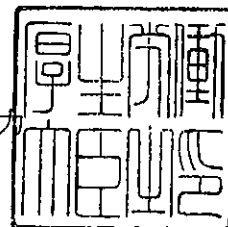
厚生労働省発食安第 0908002 号

平成 15 年 9 月 8 日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 坂 口



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

畜水産食品中に残留する次の動物用医薬品の基準改正について

カルバドックス